一般社団法人桜蔭会神奈川支部規則

2022年5月14日制定

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人桜蔭会神奈川支部(以下「本支部」という)と称する。

(事務所)

第2条 本支部の連絡先となる事務所を会計宅とする。

(支部会員資格)

第3条 支部会員は、一般社団法人桜蔭会の会員であって、原則として本支部内に居住する者とする。

(支部総会)

第4条 支部総会を毎年度5月に開催する。

2 支部総会の議案は総会出席者の過半数により承認される。

(事業年度)

第5条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長
 (2) 副支部長
 (3) 会計
 (4) 会計監査
 (5) 1名
 (6) 1名
- (5) 会員担当 1名ないし2名
- (6) 地区担当 複数名
- (7) ホームページ担当 1名ないし2名

(役員の選任)

第7条 支部長は役員の推薦または互選により決定し、支部総会の承認を得る。

2 役員は、役員が支部会員の中から候補者を推薦し、支部役員会の決議を経て支部 長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 支部長は、本支部を統括し、支部を代表して支部の業務を執行する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、本支部の運営を分担する。

- 3 会計は、本支部の会計を担当する。本支部は一般社団法人桜蔭会の会計の一部を 構成するため、本部と連携をはかり年度末には支部会計報告を本部に提出する。
- 4 会計監査は、本支部の会計を監査する。
- 5 会員担当は、支部会員の会員情報管理を担当する。
- 6 地区担当は、担当地区の会員情報と支部会費納入状況の管理を担当する。
- 7 ホームページ担当は、本支部のホームベージの運営管理を担当する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(兼任について)

- 第10条 支部長は代議員を兼任できる。ただし、支部長は本部役員を兼任できない。
 - 2 支部長・副支部長は地区担当を兼任できる。

(支部会費)

第11条 支部会費は年額500円とする。

(個人情報保護)

第12条 支部会員の個人情報(支部会員名簿に記載されている項目)については、本部の 個人情報保護方針による取り扱いに準じる。

(改定)

第13条 この規則は支部総会の決議により改定できる。

(雑則)

第14条 この規則に定められていない事項は、役員会が別に定める「神奈川支部内規」に 準じるものとする。

附則

1972年(昭和47年)4月1日 本支部設立

2022年5月14日 支部総会の決議を経て、支部規則制定・施行